

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岐阜市長 柴橋 正直

市町村名 (市町村コード)	岐阜市 (21201)	
地域名 (地域内農業集落名)	市橋地区 (爪・藪田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月28日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内に8筆の農地があるが、担い手不足で休耕田となっている農地がある。当該地区及び隣接する地区の認定農業者を地域の中心となる担い手に位置付けて農地の集積・集約化を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者等への農地の集積・集約化と、個人農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地の利用調整を更に進めていく。

また、新規就農者や定年帰農者などの新たな担い手の受入れを促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の中心となる担い手への農地集積・集約化を進めるが現状は困難である。所有者は、農地の草刈りなど、農地の維持管理を引き続き行うとともに、担い手が何らかの事情で営農の継続が困難になった場合に、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、新規就農者や定年帰農者などの受入れを促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業に対する取り組みに努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
人手不足に対応するため、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れ、地域での育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦耕作放棄地の減少を目指し、農地の維持に努める。				